

# 沖繩市議会だより

okinawa city assembly news 2005

平成17年7, 8月臨時会, 平成17年9月定例会



第7号

平成17年11月18日



米兵による女兒わいせつ事件に対して抗議行動を行う基地に関する調査特別委員会  
(写真上:那覇防衛施設局、下:嘉手納米軍基地)

平成17年第292回沖繩市議会9月定例会が、9月8日から9月28日までの21日間の会期日程で開かれました。  
9月定例会は、平成17年度沖繩市一般会計補正予算(第3号)他32件の議案等が審議されました。

## 平成17年 第292回9月定例会会期日程

9/8	木	議案説明	定例会開会 会期の決定 議案の提案説明	9/16	金	特別委員会	基地に関する調査特別委員会、 畜産衛生問題に関する調査特別 委員会
9	金	議案研究	議案の研究	21	水	委員長報告	各委員会における審査報告 及び採決
12 13	月 火	議案審議	議案への質疑(委員会付託及び 付託省略)、討論、採決	22 26 27 28	木 月 火 水	一般質問	市の行政事務についての質問
15	木	常任委員会	総務、文教民生、産業経済、建設 委員会における付託案件の審査				

### 傍聴のご案内

市議会では、市民の皆さんの生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。  
市政を身近に知るためにも、議会を傍聴してみませんか。

## 九月定例会一般質問

今定例会の一般質問につきましては紙面の都合上、主な内容を要約して掲載してあります。

なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所でご覧になるか、市のホームページで会議録検索システムをご覧ください。

### ○島袋 邦男 議員

コザ十字路(交差点)国道改良について

コザ十字路周辺は、かつて十字路市場あるいは本町通りとして栄え、アーケード取り付け後は名称を銀天街として大変な賑わいを見せた地域であるが、最近近隣市町村への大型店舗の進出やモーターゼーションの進展などにより、空き店舗が目立ち、空洞化、衰退化しつつある。そのため、地域においても様々なイベントの企画・開催等に一生懸命取り組み、一時的には人は集まるものの活性化するまでには至っていない状況にある。

一方、朝夕の交通渋滞が激しい上に、無理な車線変更に伴う交通事故も多いことから交通渋滞の緩和と環境整備が求められており、コザ十字路の交差点改良事業を交通渋滞の緩和、コザ十字路周辺の活性化の起爆剤としたいということでも

長を先頭に要請した結果、去った八月には沖縄総合事務局南部国道事務所から地域の方々に現地立ち入りの協力願ひも出されていると聞く。

コザ十字路は国道三三〇号と国道三二九号、更には県道七五号が交差するもので、直接、市の管轄ではないが、今後はどのような計画で進められるか。また、コザ十字路の改良事業が行われる際には、かつての賑わいのあるまちづくりや地域の活性化等も考慮に入れるのか。

### ●建設部長

コザ十字路交差点は日頃から渋滞が激しく、その緩和ということで、市長を先頭に交差点改良事業の実施について沖縄総合事務局、南部国道事務所に要請を行って参りました。

その結果、本年二月、南部国道事務所の現場視察が行われ、本年度中には国道三三〇号の右折溜まりを現況幅員内で整備することになり、現在、現場測量が実施されており、今回は、あくまでも現況の幅員内での右折溜まり整備です。手法も歩道を狭めて右折車線を増やすという暫定的なものだということです。市としては、今後、四隅の隅切りを含めた本格的な交差点改良を実施していただくよう沖縄総合事務局、南部国道事務所に要請をしているところであり、また、交差点改良事業と現在整備を進めております水辺プラザ等との連携を図りつつ、周辺地域の活性化、賑わいのあるまちづくりについて、地域の皆様方の声

を聞きながら検討していきたいと考えています。

### ○喜友名 朝清 議員

市民サービス向上推進委員会の活動について

広報おきなわ二月号、市民の声のページに市民サービス向上推進委員会よりという見出しで、「沖縄市では平成十一年度からより良い市民サービスを展開する第一歩として、職員一人ひとりの意識改革を図るため、各部署一名ずつの委員で構成された市民サービス向上推進委員会を設置しています。今年度、第五期委員会は市民の声を幅広く採り入れ、市政に反映するためのシステム作りについて、調査研究を行いました。昨年五月二十一日から二十六日にかけて、市役所一階ロビーにおいて、来庁者を対象に市民サービス向上アンケート調査を実施しました。」とあり、調査の一部がグラフとして出ている。

委員会の設置は大変素晴らしいことだと思われ、いろいろ証明書等を取ったりした後気持ちよく帰れる、そういう役所づくり、職員一丸となって取り組んでいる、終わりのないそういうサービス精神の高揚に向けて、是非、頑張っていたきたいと思うが、この調査の結果について、職員へどのような対応をしたのかを伺いたい。

### ●総務部長

広報おきなわ二月号に掲載されたものは、第五期の市民サービス向上推進委員会が行ったアンケート調査で、一、〇〇枚を配り五七四名の市民からアンケートをいただきました。紙面の都合があり、広報おきなわには一ページしか掲載していませんが、沖縄市のホームページに、より詳しいアンケート調査を掲載しています。

実は、ここで明らかになった市民からの提案・要望がたくさんあり、これにつきましては、委員である職員が各課長あるいは職員に市民からの要望、提案、苦情を逐一報告しまして、その回答を各課からいただいたりホームページに掲載しています。

また、今年五月には五回にわたり延べ一八八人の職員に対し、外部から先生を招いて、市民サービス、窓口の接遇の問題についての職員研修を行っています。市民サービスの在り方については、終わりがないわけですから、今後とも、更に、市民サービスのためにはどうあるべきかということ、職員一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

### ○喜納 勝範 議員

教育行政、メーリングサービス導入について

現状において、学校環境が完全に安全

であるとは言い難く、不審者の侵入を完全に阻止することは現実的に無理であることは否めないものと考えますが、このような不審者に対する情報を学校から全保護者へ、あるいは保護者から学校へといち早く情報を流すことで不審者への対策が速やかに講ぜられ、また、PTA行事など、保護者への連絡を電子メールで一斉に送信することで通知が徹底し、諸活動の活性化、更に、学校・家庭・地域の連携が綿密になり、そのことで学校の安全にもなると考えますが、このメーリングサービスの導入について、当局のご意見を伺いたい。

また、その中でメリット、デメリットを把握できているのであれば、教えていただきたい。

●教育委員会指導部長

本市では、宮里中学校が昨年の六月からサービスを開始、また、高原小学校が一ヶ月間の無料サービスを利用した試行の準備段階にあります。

宮里中学校では今年度九月現在で二一五名の保護者にメールによる情報の提供を行っており、気軽さ、利便性の面で保護者からの反応は良いとの情報を得ています。

教育委員会としましては、従来の文書配布による通信のみではなく、情報社会の長所を活かした取り組みについても視野に入れ、今後一層、学校の実態にあつた情報手段の確立を進めていかなければならないと思います。学校の実態、ある

いは学校長の考え方を聞き、意見交換をしながら対応していきたいと思えます。また、メリットとして、確実に親に情報が届く、緊急性への対応が十分にできるところ、デメリットとしては、個人情報保護としっかりと管理が必要ということ、それから、希望者のみの登録となることから、金額、費用の問題が課題となります。

○花城 貞光 議員

観光事業振興について

本県への入域観光客は近年では年間五〇〇万人を超え、観光収入は大体三、六〇〇億円から三、七〇〇億円と言われている。

この十分の一でも沖縄市に観光収入として入ってきた場合、市の経済活性化になるのではないかと。そういう意味で観光に対する取り組みは非常に重要であると思う。そこで以下のことを伺いたい。

本市の「観光振興計画」策定の目的はどうなっているか、まだ、できないのか。つぎに、観光及び物産振興のため、「道」の駅設置検討はいかがか。そして、県内観光入域客が年々上昇の中、本市の状況と課題は何か。

●経済文化部長

観光振興計画策定の目的ですが、現在、本市の観光振興政策については、平成十

年度、十一年度に策定した沖縄市観光振興計画策定調査報告書に基本的な方向が示されており、今後、アクションプログラムを策定し、より具体的に目に見える形で実施計画を図り、早急に振興計画を策定していきたいと思えます。

それから、道の駅の件ですが、観光あるいは物産振興の立場から必要性については十分承知しており、大きな成果があるだろうと思えます。名護、嘉手納、そして一年前にできた恩納村の道の駅も大変賑わいを見せており、場所や設置主体の問題もありますが、本市としても、今後、検討したいと思っています。

それから、沖縄観光の動向が自然志向の中で誘客を増加させ、また近年は環境、文化への関心が高まり、エコ・ツーリズムや文化体験に人気の的となる中で本市の状況ですが観光施設やリゾートホテル等が少ないため、現在はスポーツコンベンションによる冬の宿泊型観光がメインで、一般的には素通り観光と言われる状況にあります。しかし、カルチャー・ツーリズム、文化体験型観光が人気を呼び、イベントによる観光客が増加の傾向にありますから、芸能、あるいは音楽、文化をメインとする都市型観光に力を入れ、観光客誘致を図っていきたくと思っております。

○与那嶺 克枝 議員

少子化対策、新婚・子育て世帯の住宅確保支援について

広報おきなわ八月号において、次世代育成支援対策行動計画策定についての紹介記事が掲載された。

沖縄市子どもかがやきプランにも、安心して子育てをするには安全で快適な生活環境を整備する必要があると明記されており、施策事業の項目には、新規事業として、子育てを支援する公営住宅の整備とあるが、具体的にどのような支援をするのか、関連して、ファミリー向け賃貸住宅の整備促進の予定、一人親家庭等の優先入居制度等の創設検討、時期について伺いたい。

また、市営住宅の申し込みは、競争率が大変高い状況にあるが、来年六十五戸が新設される室川市営住宅に、子育て支援ということで特例を設け優先的に入居させる等、来年度に向けて対策を講じてもらいたいと思うが、いかがか。

●建設部長

市営住宅の優先入居につきましては、これまでに母子家庭、生活保護世帯、知的障害者の団体等からも要請がありますが、申込件数に対し募集枠が小さいというところもあり、対応出来ていないというのが現状です。

子育てを支援する公営住宅の整備につきましては、今後、計画を予定している安慶田市営住宅や他の市営住宅の建て替

え等で検討させていただきたいと考えています。

子供がいる世帯への支援につきましても、十八歳未満の子どもが三名以上いる世帯の優先入居枠の確保について、検討させていただきたいと思っております。

それから、ファミリー向け賃貸住宅の整備支援についてですが、金融公庫の貸付制度等、まずは制度についての調査研究をしていきたいと思っております。

●市長

少子化対策はじめ、多くの政策について、国の方で抜本的な改革をしていく必要があると思っておりますが、地方に出来ること、例えば、今、ご指摘の市営住宅の問題等があります。

現在、室川市営住宅が最後の追い込みに入っていますが、この分も含めまして、出来る限り、子育てに悩んでいる皆様方が入居しやすい条件を作つて優先的に配慮するよう行政としても努力して参りたい。

それらも含めまして、また、認可保育園の問題等、地方にできることは地方が自ら最大限の努力をして対策して参りたいと考えております。

○仲宗根 弘 議員

環境行政について

畜産業をはじめ将来的にそういう方向

を目指す人たちが育てる意味でも、住宅の近くに畜舎を構える業者等について、個人の問題と片づけてしまえば話し合う場すらなくなってしまう。個人で解決できない部分は行政側でしっかりやっていただきたいと思うが、現在の住宅近くにおける悪臭の状況と今後の対策について教えていただきたい。

また、個人業者が悪臭対策等努力していることに対し、当局はどういう支援策を持つているか、EM菌や東江菌等有効微生物の活用等の具体的な対策がないか。

●経済文化部長

悪臭対策については、昨年十一月に家畜排泄物処理法が施行され、本市としても畜産団地等に対し、環境保全対策として四つの指導方針を作り徹底的に指導しており、だいぶ悪臭は緩和されたと思っておりますが、やはり、動物臭というのがあるようであり、我々としては限りなく臭いをゼロに近づけるように努力していきたいと思っております。

これまでも悪臭あるいは害虫が発生した場合、その防除のため緩和剤や害虫防除剤を配布し緩和しているところであり、今後も、農家への指導、助言を徹底的に実施していきたいと思っております。

個人の問題、行政の問題等ありますが、行政としても支援していくことで、一緒になってやっていくべきだと思っております。

薬剤については、東江菌、EM菌等農家の要望があれば、全て対応しています。

○瑞慶山 良一郎 議員

嘉手納町長の嘉手納基地使用協定について

宮城嘉手納町長は、九月町議会一般質問で米空軍嘉手納基地の使用協定締結について日米両政府に働きかけていく方針を改めて示したとのことである。

米軍再編は五十年に一度あるかないかと言われており、沖縄県、また沖縄市、嘉手納町、北谷町では嘉手納統合案ばかりが注目されているが、実際はアメリカが国外の基地を見直す時期にあたり、こういう地元からのアクションを待っている状況だということ（私は）訪米した中で実感した。

しかし、何故嘉手納町長という形で新聞報道されているのか、嘉手納町長の思っただけで今回の使用協定というのは進んできているのか、三連協としての方針ではないのか。

嘉手納基地使用協定について市長はどのように受け取っておられるか、また三連協では、この使用協定についてどういった話し合いがもたれ、どういう方向に持っていこうと思われているのか。そして、今後の沖縄市の嘉手納基地への取り組み、市民に対しての負担軽減をどう考えているか。

●市長

嘉手納町長の議会での発言についての新聞報道等の件ですが、現在の騒音防止協定は、晩十時から翌朝六時までの飛行

を全く禁止しているわけではなく、ザル協定であり、これに風穴を開けるために基地使用協定をビシヤツとやって、それを基に日米地位協定の全面改正にもつていこうという考え方ですから、これももつともなことだと思っております。

日米地位協定につきましては既に市長会では、九州、全国市長会にも提案を致しまして、強力に取り組んでいるわけですが、町村の段階でもそういうアクションは非常に大事だと思っております。そういう意味で高い評価をしているところで。なお、今回の基地使用協定の問題につきましても、事前に電話での相談はありました。現在、三連協の会長を嘉手納町長にお願いをしていることもあり、議会での発言になったわけで、幹事会の段階では絶えず問題提起は沖縄市側からやっております。三連協の幹事会の中でしっかりと話し合いをした結果がああいう形で上がってきているということご理解をお願いしたいと思います。

それから嘉手納基地の負担軽減の問題について、この際の米軍再編の中で強力に取り組んでいきたいと考えておりますので、議会からもお力添えをお願いしたいと考えています。

○照屋 馨 議員

中の町A地区市街地再開発、進捗状況について

進捗状況について伺う。

また、沖縄市の公営公設となる仮称音楽市場以外の部分について、将来、保留床の発生もあるが、運営主体はどういうことになるのか。

●建設部参事

進捗状況ですが、現在、七月十三日から十一月十五日という工期で再開発ビルの建設に向け既存建物の除去、整地工事を行っているところです。

昨日現在（九月二十五日）の進捗ですが、既存建物二十七棟のうち二十四棟が既に取り壊され、建物の除去率は八十九パーセントになります。これから整地工事に入っていきますが、全体的な進捗率は五十二パーセントで、作業は順調に進んでいるものと見ています。

これからの予定スケジュールですが、十一月十五日までには全既存建物を撤去、それから整地作業を終え、十一月下旬には再開発ビルの起工式を行う予定です。

平成十九年三月には事業完了予定ということで事業を進めているところです。

また、事業により保留床と権利床の二つに大きく分かれますが、保留床の部分につきましては事業主体である都市再生機構が入居企業に床を処分していくことになりまます。それから、権利者の方が使う部分については、つい先日、権利者法人ということで立ち上げた「ドリームコザ」という法人組織で、入居者の誘致に向けて努力をするということです。

やはり、沖縄市の中心街のまちづくり

の重要な事業ですので、入居する企業の誘致については、市も積極的に関わり応援していくということになるかと思えます。

○江洲 眞吉 議員

J A おきなわ中部市場（農連市場）  
火災への市の支援について

J A おきなわ中部市場（農連市場）が火災に遭った。十三万人口の重要な台所であり、街づくりの立場から市の支援が必要と考える。

市はどういう対応をするのか、どういう対応ができるのか。また、街づくりの立場からの市の支援について伺いたい。

沖縄市の食文化、あるいは十三万人口の台所であり、これが消えるということは大変悲しい思いをする。更に前から具志川に持つていきたいという声もあるようだが、こういうことも同意しないよう市長から真剣に取り組むという答弁をいただきたい。

●経済文化部長

まず農連市場の火事の被害状況ですが、火災発生が九月十日午後十時過ぎ、九月二十一日段階でのJ A おきなわへの被害状況の聞き取りでは、おおよっぱな数字だと思えますが、火災後の撤去費用及び再建築に要する経費が約一、五〇〇万円、

また、施設利用者の被害額が冷蔵庫、農作物の消失等で約一、五〇〇万円、合計三、〇〇〇万円の被害状況との報告を受けています。現在の対応として、J A おきなわの設置したテントで営業を開始している状況で、施設利用者からは再建築の要望があるがJ A おきなわとしては検討中とのこと。

市としても何か対応出来ないかと言うことで、火災の翌日すぐにJ A おきなわに電話を入れていますが、その他市の支援策として、沖縄市の小口資金融資制度等の相談をしていきたいと思っております。農連市場は古くから沖縄市の台所的な役割を果たしており、農産物を中心に豊かな食文化を培っている大変重要な地域資源と考えています。今後の対応についても、J A、あるいは事業者等の意向を確認しながら市としてどのような支援が可能か検討していきたいと思っております。

●助 役

農連市場の件ですが、やはり第一義的には農連の所有のもので、向こうの考えをしっかりと受け止めながら、市がどういふふうなお手伝いができるのか、議会が終わる次第早いうちに農連の関係者ともお会いしてご意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

●市 長

J A の問題はJ A の考え方も大事ですが、市の考え方も大事ですので、それぞれしっかりと幹部にお伝えし、そこでお

互い調整しながらマチャージャーをやっておられる皆さん方が本場に明るく、素晴らしい展望を開けるよう頑張ってくださいと考えています。

○島袋 勝元 議員

中部合同庁舎早期完成に向けての市の動向

五年程前、仲宗根市長、宮城中部町村会会長、登川重男議員、本員一緒に時の石川副知事に中部合同庁舎の早期実現に向けて要請を行った。福祉保健所棟は完成したが、その後の進捗状況が見えず、どうも市当局の強い意志が感じられない。

現在、確か一〇〇名近くの県職員が働いているが、全て完成すると四〇〇〇五〇〇名の採用だと聞いており、美里地域はじめ、沖縄市における経済的な波及効果は大変大きなものがあると思う。市長の強い意志をお尋ねしたい。

●企画部長

中部合同庁舎福祉保健所棟は、既に整備を完了し、平成十四年度から業務が開始されていますが、行政棟はまだ建設に至っていません。

中部合同庁舎の早期建設に向けては、これまで市をはじめ中部市町村会等が要請活動を行ってきましたが、ただ県の行革の中で県の単独事業による大規模な箱物整備事業費として十億円以上のもの

については原則として設計や建設に着手することを見合わせるということで、かなり厳しい状況にあります。

平成十七年度も市町村会等と連携を図りながら、県、市町村、行政連絡会議においても県へ要請を行っています。

今後とも早期建設に向けて中部市町村会等のお力もいただきながら更なる要請活動を行っていきたいと考えています。

●市長

中部合同庁舎の問題につきましては、これまで中部市町村会ともども強力に要請を展開していますが、先程企画部長からもありましたとおりの理由で、県が少し足踏みをしています。そのままではいけませんので、早急に着工してもらえよう、できるならば来年度予算でも芽出ししてもらえよう強力に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○新垣 萬徳 議員

都市計画区域内の固定資産税の見直しについて

一九六一年度に都市計画法によって指定された安慶田地域内の宅地は建築制限があるので、固定資産税を減額補正すべきであると思います、以前から一般質問や担当者との話し合いで減額補正を強く要求した結果、今年四月に都市計画法によ

って減歩率を減価補正することを決定したと聞いている。

そこで次の六点についてお尋ねしたい。同地域内の土地一平米あたりの平均固定資産税はいくらか。予定減歩率はいくらか。

同地域全体での固定資産税は幾らか。過去四四力年間の減価はどうか。同地域内に規制以前に建てられた物件の固定資産税はどうか。

市内に同様な事案があるか。また、固定資産税は大変込み入った計算があることだが、単純に都市計画法の減歩率どおり二十五パーセントの減免で計算してよいか。

●総務部長

この度、固定資産評価事務取扱要領を改定し、その中で議員がお尋ねの区画整理地域の未着手部分について規定しております。これについては平成十八年度から補正を掛けてやる予定であります。

まず、一平米あたりの固定資産税は課税の平均を七十三円と考えています。つぎに、予定減歩率（評価額に対する補正率）は二十五パーセントを考えています。現在、土地の税金については負担調整を行っていることから、即二十五パーセント税金が安くなるということではありませぬ。三点目、同地域での固定資産税の総額は、先程の七十三円との面積関係で五六四万三、〇〇〇円と試算しています。四点目、これは税金の減免ではありませんので過去に遡って遡及するという

ことはありません。五点目につきまして、区域内の土地全てに対しての適応を考えています。それから六点目、美里土地区画整理第二地区、中の町の後続地区の約三ヘクタールが該当するのではないかと考えています。

今回の固定資産評価事務取扱要領の改定は、評価額の補正をするもので、課税標準額を二十五パーセント減額するものではありません。固定資産税はいろいろ複雑で、負担水準、負担調整率、課税標準額、補正率等いろいろ難しいものがありますが、議員からご指摘のように市民が分かりやすいよう資料も作り、誠意を持って平成十八年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○普久原 朝勇 議員

介護サービス施設 居住費の居住環境の範囲に応じた基本的施設のガイドラインについて

介護保険施設の住居環境の範囲に応じた各階層の居住費（滞在費）について、施設の基本的ガイドラインと内容について、お伺いいたします。

また、介護保険法の改正により、介護保険施設を利用する方々の食費が月から自己負担となるが、各々の段階の増額分と負担額はどうなるか。所得の低い方々については、補足給付を新たに設けるといことだが、その新設について伺

う。また、自己負担が重くなってくるが、今後、年寄りが年金でこれだけ賄っているのか問う。

●健康福祉部長

食費に関する見直しによる自己負担増について改正前と改正後で、第一段階は変わりありませんが、第二段階で特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設とも三、〇〇〇円の減、第三段階でも五、〇〇〇円の増、第四段階では、ともに一万八、〇〇〇円の増となります。

次に、補足給付についてです。今回の改正により居住費や食費の具体的な水準は利用者として施設の契約によるものが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み、補足給付が今回新たに設けられております。

それから、第三段階以上の食事が変わるかということですが、内容に変わりはありませんが、症状によっては特別食になる場合があります。

今回の改正に伴い、国の方では補足給付制度の創設、利用者負担第二段階の方の高額介護サービス費の見直し、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用改善、高齢夫婦世帯等の居住費、食費の軽減、旧措置入所者の負担軽減や生活保護の適用となる方の負担軽減等を考えています。

※居住費、食費の細かい数値については、

紙面の都合上省略されています。なお、詳細については、会議録に掲載されています。

○宮城 一文 議員

国民健康保険事業について

国民健康保険料が高くて、払いたくても払えないとの声を聞きますが、本市の国保料の現状はどのような状況にあるのか、県下十市で何番目に位置し、世帯別あたり平均と一人あたりの平均額はいくらか、また、本市の国保料はいつ改定され、値上げについては抑制されたのか。

つぎに、国保料の引き下げとその取り組みについて、今回の補正予算で国保料の市民負担を軽減するため、二億六、〇〇〇万円余りを繰り入れていたが負担軽減を図るため、さらに積立基金を取り崩して国保料を引き下げることが可能か。また、過去にも積立基金を取り崩して保険料の引き下げに充てたことがあるか。今後とも一般会計からの持ち出しを続けざるを得ない運営状況なのか。

また、国保の被保険者が出産した際、世帯主に三十万円を支給する出産一時金について、被保険者に代わり直接医療機関に支払う、出産育児一時金受領委任払制度に改めれば、出産費用の準備や立て替えの心配もなく余裕を持って出産育児にあたれると思うが、どう考えるか。また、一時貸出などの支援はあるのか。

●健康福祉部長

県下十市での保険料の位置づけとして、まず、一人あたりの一般被保険者国民健康保険料、医療分は三番目で五万三、六二八円、介護分は五番目で一万三、七二三円です。一世帯あたりでは、医療分で三番目十二万二、〇七四円、介護分で三番目一万七、八六三円です。

つぎに、過去に積立基金を取り崩して(国保料を)引き下げたことはあるかということですが、平成十二年度から平成十五年度にかけて、基金を繰り入れして保険料を引き上げています。今後も一般会計からの繰入を行うかということにつきまして、平成十七年度は四億円を一般会計から繰り入れて、平成十六年度並みの保険料に据え置いており、次年度以降も一般会計から繰入して貰わなければならぬのではないかと思います。が、十二月に作成される予定の国民健康保険の中期財政計画の中で検討していきたいと考えています。

次に、出産一時金の支給方法ですが、委任払いでは、出産した後には手続きが出来ませんので、医療機関に対する支払いが遅れることとなります。なお、滞納のある世帯に対して、この方法を実施するわけにはいきませんので、出生届で役所に来られるついでに申請できる現在の即日支給がよい方法だと考えています。貸付制度につきましては、社会保険事務所管轄の健康保険等において貸付制度があります。本市は即日支給であり、取得、喪失が頻繁に発生する国民健康保険

では返還請求事務が発生する場合があります。ということ、保険料徴収との連携が必要などの理由から貸付制度の導入はしていません。

○池原 秀明 議員

訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

訪問介護事業においては、保険法の施行以来、事業所数が増加する中、使用者が労働者を直接に指揮し、その勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があること、また、事業開始間もないため、法定労働条件が適正に確保されていない状況が見られるところであり、このような状況を踏まえ、訪問介護労働者の法定労働条件の確保について、平成十六年八月二十七日付で厚生労働省労働基準局長から通知が出された。

そこで、訪問介護の定義、そして、法定労働条件の確保上の問題点及びこれに関連する法令の適用について伺いたい。また、実際の指導は県かあるいは市町村もやるべきなのか、市の取り組みについてお聞かせ願いたい。

●経済文化部長

訪問介護労働者とは、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に従事する訪問介護員、もしくは介護福祉士、または老人、障害者等、入浴、食事等の

介護やその他日常生活上の世話をを行う業務に従事する者を言います。

勤務形態については種々ありますが、特に、短時間労働者の非定型的パートタイムヘルパーが多数を占め、労働時間の把握、休業手当の支払い、賃金の算定に関して、労働基準法等関係法令上の問題点が見られることです。

また、就業規則の作成及び周知については、短時間労働者であっても常時雇用労働者同様に必要であるとの通知があります。

訪問介護労働者の法定労働条件の確保については国の沖縄労働局が所管していません。実際のところ、連絡や調整はない状況ですが、市としましても、早速、事業所等への周知の徹底に取り組みたいと思います。

○大嶺 秀光 議員

倉敷環境、現在の廃棄物処理状況について

倉敷環境との土地の賃貸契約書中の特約事項にある埋立ての高さ六十八メートルは守られているか。現在の状況はどうか。

倉敷環境が新炉を作るというときに、池原地域では文書で質問を出しているが、処理方法についての説明で、焼却処分されているごみの十パーセントは焼却灰となり再生土木建設資材となるので焼却残

渣は発生しないと回答している。現在の状況はどうなっているか。

また、同文書で、発生する飛灰の処理の処理については無害化処理技術の開発に取り組んでいく予定であるが、当面はキレート処理、セメント固化などの対応をすとの回答がある。焼却残渣あるいは飛灰の処理は現在どうなっているか。そのまま、地中に埋められてしまうと、その後は大丈夫か不安がある。どういう埋立で、どういう安全性が図られるのか、行政としてもしっかりと確認を取り、指導すべきだろうと思うがいかがか。

●市民部長

現在の高さにつきましては、今年の五月からほぼ月一回のペースで計四回の改善作業を実施しているようすが、九十六メートルあった標高が管理型処分場で、現在、八十一メートル、市有地側の安定型処分場で七十六メートルまで切り下げているという報告を受けています。一回目が平成十七年五月二十二日から五月三十一日までの十日間。二回目が同年七月九日から十八日までの十日間。三回目が八月十九日から二十八日までの十日間。それから、四回目が九月十六日から二十五日までの十日間でその作業を行ったということです。

それから、文書で出された処理方法についてですが、現在、キレート処理をし、管理型に埋立処分をしているということについて聞いています。再生土木建設材の件については、現在、問い合わせ中です。

○阿多利 修 議員

水害、地下水枯渇対策としての浸透枡利用について

浸透枡は災害にも効果があると言われており、最近では、都市型水害対策としての利用が広く知られるようになってい

る。浸透枡は、アスファルトやコンクリートに覆われ、雨水が排水溝から一気に川へ流れ込み氾濫する都市型水害の流れを強制的に地中へ逃がすことにより水量を減らし氾濫を防ぐとともに、通常の雨の場合、地下水を豊富に保ち、水質汚濁や生態系の破壊を食い止め、自然のサイクルを助ける働きをする。更には樹木の補水にも役立つ浸透枡や浸透型のため池等について、以下の点を伺いたい。

浸透枡、浸透ため池等の調査研究をされたことがあるか。  
上流部への設置による地下水への影響について。

水害対策として、浸透性の配管やパイプ、浸透性のため池、浸透性のアスファルト舗装等があるが、このような浸透性の材料を使った排水・水害対策を研究されているか。

また、地域によっては、枡の設置に補助金を出しているという話もあるが、普及にもう少し力を入れられないか。

●建設部長

昨今、浸透枡や雨水利用につきましては、住民の意識も高まっており、実際に

自治体で助成金や補助金という形で実践しているところもあり、本県でも那覇市と西原町で補助金を出しているという話もあります。現在、先進自治体の実態等を調査し、設置要綱等を検討しています。

上流部への設置による地下水量増加、それから、水害対策としての研究につきましては、総合雨水対策の一つとして非常に有効であると考えており、浸透枡だけではなく、家庭用の雨水貯留施設、公共施設の駐車場等への浸透性アスファルト工事等についても併せて、調査研究していきたいと思えます。

また、浸透枡等の活用について、もつと力を入れられないかということですが、先進地の事例の調査は既に終わっていますので、これからはその案をたたき合っていて、早め実践できるように努めていきたいと思えます。

○仲村 未央 議員

子育て支援について、市内事業所における子ども看護休暇制度、育児休暇制度の活用実態

乳幼児、小さい子どもを持つ親が安心して家にいられる、子どもが病気になる、ときには会社を休んで看病が出来る、看病のために休んだからといって首にならぬ、そういう環境を社会がどう作っていくかということが、長期的な中での子育て支援の本質であろうと本員は思う。

今、国をあげて、子ども看護休暇、育児休業という形で（休みを）取らせよという方策がある一方、働く人の悩みというのほとんどが育児休業を取りたい、年休が制度として必要といったものである。

そういう中、事業所における制度の活用はどうなっているか、制度が実際あるのか。実態の把握が必要だと思うが、その実態について伺う。

●経済文化部長

看護休暇制度、育児休暇制度の活用の実態ですが、これについては、沖縄市の実態調査は行われておらず、県の雇用労政課が平成十六年七月三十一日に県内の規模五名以上の事業所から無作為に抽出した二、〇〇〇事業所を対象に調査を実施していただき、有効回答が六二二事業所ありました。

その結果を見ますと、子ども看護休暇制を就業規則等に定めている事業所は一四事業所で全体の一八・三パーセント。ちなみに、前年度が一〇・二パーセントで、ほとんどの事業所において、制度としては定められていない状況が伺えます。なお、この制度は平成十七年四月一日からは、年五日の日数を付与しなればいけないということで、努力義務から法定義務になっています。

育児休暇制度については、就業規則等に定めている事業所は三八四事業所、六一・七パーセントが就業規則等に定めています。ちなみに前年度は



五五・八パーセントです。

この制度の利用実績については、出産者数は女性三九三名、配偶者出産男性五四一名。そのうち、女性の取得者は三四〇名で八六・五パーセントの取得率、男性は八名で一・五パーセントの取得率となっております。この制度も平成十七年四月からは全事業所に適用が義務づけられました。

○棚原 八重子 議員

障害者雇用促進について

障害児の親が社会に対して望むことは、ノーマライゼーションの実現であり、障害児が自立できる生活環境づくり、制度や施設等、行政に望むことが多いと聞く、そこで次の点について伺いたい。

市長部局、教育委員会において法定雇用は満たされているか。採用するにあたってはどのような採用方法か、雇用の日数は。

市民のニーズはどうか。

雇用形態について、主にどのような仕事に従事されているか。

民間企業への法律の趣旨説明については行政が担うべきと解しているか。

常用労働者数五六名以上の民間企業において、身体または知的障害者を従業員の一・八パーセント以上雇用しなければならぬと法律で定められているが、本市の企業の実態はどうか。また、調査さ

れたことはあるか。

今後の雇用計画もあわせて伺う。

●総務部長

障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律、施行令によりますと、国及び地方公共団体の雇用量が二・一パーセント以上、ただし、教育委員会については二・〇パーセント以上ということですが、本市の状況ですが市長部局二・五三パーセント、教育委員会が二・二七パーセントという状況です。

やはり、一般就労あるいは障害者の雇用問題について一段と厳しくなっているところですが、本市としましては、法定雇用率を満たしているということでも打ち切りということではなく、今後も積極的に雇用を努めるよう検討しているところです。

それから、雇用形態につきましては、原則的には、障害を持った職員も他の職員と同様の勤務時間等での雇用形態です。ただし、障害の程度によっては担当業務について配慮するよう、特に各課長にはお願いをしているところです。

なお、市職員として採用するわけですから、これは基本的に本採用ということになり、更に、これまで採用された職員の経緯としましては試験採用と選考採用があります。

●経済文化部長

民間企業への法律の趣旨説明につきましては、公共団体あるいは企業等の求人

説明会等において説明及び指導をしており、今後も国と連携を取りながら、法律の趣旨について周知徹底していきたいと思えます。

それから雇用率ですが、障害者の法定雇用率は民間企業の場合、一・八パーセント以上となっております。沖縄市のみのデータについては調査されていませんが、平成一六年度、県内で一・五三パーセント、沖縄職業公共安定所管内で二・一三パーセントという状況です。

○内間 秀太郎 議員

中の町再開発について進捗状況はどうか。

胡屋十字路は、中部の中心市街地という位置づけがあり、スクランブル化、フラット化しないと地域の活性化にならないのではないか。それから、県道二〇号線のくすのき通りの整備も早めに取り組まないと、音楽市場等の一角だけでは十分ではないかという意見も大分出ている。

ただ、中の町A地区再開発というだけではなくて、中部の中心市街地の開発という観点から、複合的な取り組みがいろいろあると思うが、特に、交差点の四隅の取り組みをどういうふうに進めているか、進捗状況、決意の程を聞かせていただきたい。

●建設部参事

中の町再開発の進捗につきましては、現在、再開発ビルの建設に向け既存建物の除却、整地工事を七月十三日から十一月十五日の工期で行っています。建物二十七棟のうち二十四棟の取り壊しが済んでおり、九月二十五日現在で建物除去の進捗率は八十九パーセント、整地を含めた全体の進捗は五十二パーセントという状況です。十一月下旬からは再開発ビルの工事が着手され、平成十九年三月に同ビルが完成するという目途で事業を進めています。

波及効果があるよう、その前面の交差点改良等がやはり必要になって来ると思えます。これにつきましては、県道二〇号線等の都市計画決定に向けての準備を進めているところですが、関係機関との協議が必要であろうと考えています。

中の町地区につきましては、本市の顔、また、中部全体の顔となるよう整備していかねばいけないと考えています。中の町が整備されることにより周辺に波及していくということについても同時に知恵を絞っていかねばなりません。それについては、中の町再開発課だけで担当できるというものではありませんので、庁内のいろんな計画を持っている課との調整や国、県との調整を進める中で波及効果が高まっていくよう取り組んで参りたいと考えています。

## 公聴会について

沖縄市議会建設委員会は、次のとおり公聴会を開き、関係ある方のご意見を伺いたいと思いますから、お申し出下さい。

1. 案 件 町の区域の設定について
2. 意見を述べる内容 案件中（1）明道二丁目の一部区域を美原へ「町」の区域の変更について  
（2）美原一丁目・二丁目・三丁目・四丁目の名称及び美原一丁目の一部区域を美里二丁目へ編入することについて
3. 日 時 平成17年12月21日(水) 午前10時
4. 場 所 沖縄市議会全員協議会室
5. 申出の方法 公聴会で意見を述べようとする方は、住所、氏名、職業、年齢、理由及び問題に対する賛否を付して、文書で申し出てください。
6. 申出資格 字美里、字松本、美里二丁目、明道一丁目に住所、事業所等を有する方
7. 申出期間 自 平成17年12月1日(木) 午前10時  
至 平成17年12月12日(月) 午後5時
8. 公述人の選定及び通知 申し出た方の中から委員会が決定のうえ通知します。
9. 申出受付場所 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市議会事務局
10. 実費弁償 公述人の方には、出席当日実費弁償を支給します。

平成17年11月30日

沖縄市議会議長 浜比嘉 勇

### 用語の解説

#### 住居表示の公聴会

住居表示の実施のための町、字の新設等に係る議案で、関係住民から変更請求が出ているものについて開かれる議会における公聴会です。

公聴会では、議案に反映させるため公述人から意見を聞くことが義務付けられていますが採決することはできません。

#### 公述人

委員会において開催する公聴会で案件に対し、賛否の意見を述べる方のことをいいます。

なお、詳細については議会事務局までお問い合わせください。

☎ 9 3 7 - 3 4 0 5

# 議会の流れ

## 議会の運営

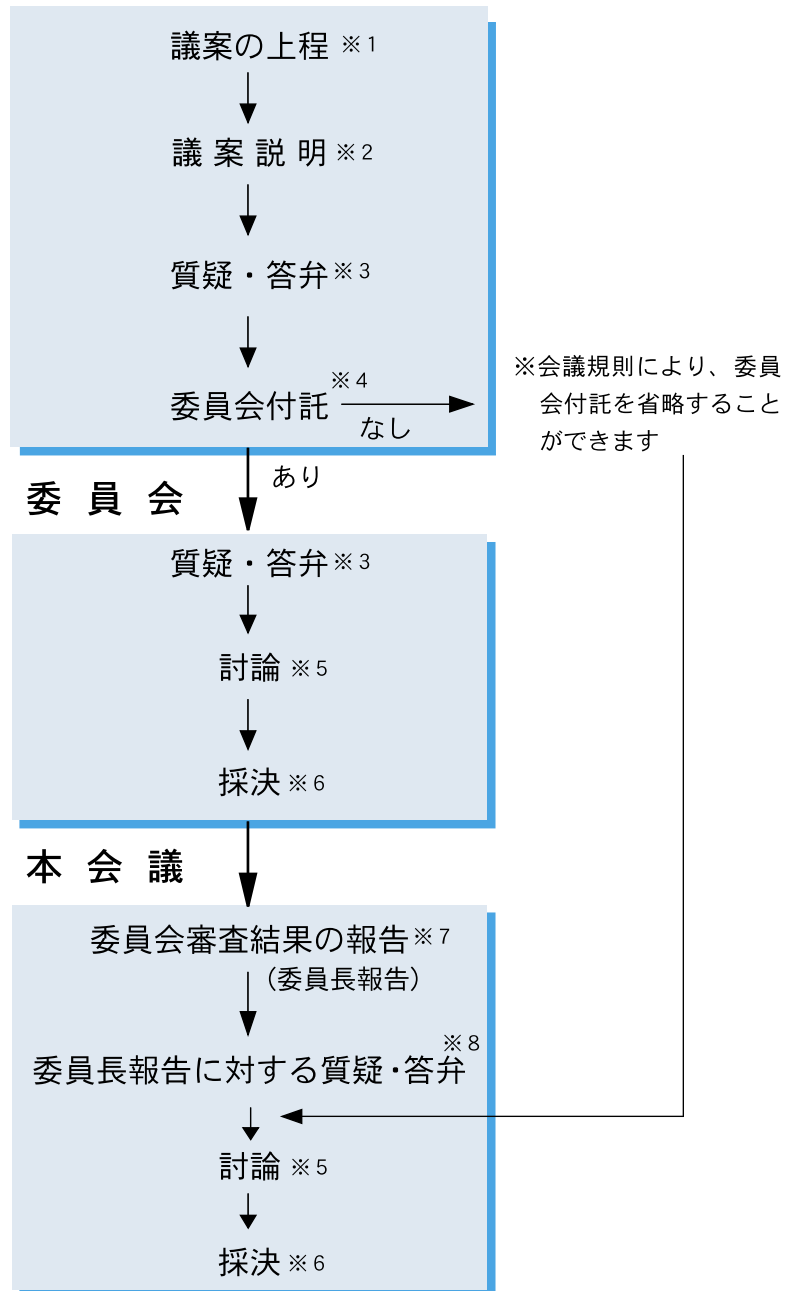
議会には、年4回定期的に開く定例会（2月、6月、9月、12月）と必要に応じて開く臨時会があり、いずれも市長が招集します。また、議員定数の4分の1以上の請求があれば臨時会の招集請求もできます。

### 議案とは！

議会の議決を経るために議長に提出される条例や予算などの案件のことを、議案といいます。

- ※1 ・ 議案の上程  
日程に組み入れて、議題とし、審議の対象とすること。
- ※2 ・ 議案説明  
市長より提出された議案について、提出理由や内容等の説明を行います。
- ※3 ・ 質 疑  
議題となっている案件について疑義を質すために行なう発言。  
・ 答 弁  
議員(委員)の質疑に対し市当局がこたえること。
- ※4 ・ 委員会付託  
議案等を委員会に付託して専門的に審査をして結論を求めます。会議規則で委員会の付託を省略することもできます。
- ※5 ・ 討 論  
採決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明します。
- ※6 ・ 採 決  
会議に宣告した表決に付す問題に対して、議長(委員長)が出席議員(委員)に賛否の意思表示を求め、決すること。
- ※7 ・ 委員長報告  
委員会で審査の終了した案件を委員長から審査の経過と結果を口頭で報告します。
- ※8 ・ 委員長報告に対する質疑・答弁  
委員長報告の内容について委員長に対し議員が疑義を質すために質疑を行ない、委員長が答弁をします。

## 本 会 議



## 本 会 議

本会議は、全議員で構成する会議で議案等を審議し、議会の最終意思を決定する最も重要な会議です。会議の成立要件は、議員定数の半数以上の出席が必要です。

本会議では、市長が提出した議案について説明があり、これに対して議員は質疑をおこない、意見を述べ(討論)、採決をおこないます。また、市の行政全般にわたり、質問をすることができます。

## 沖縄市議会だより

### 臨 時 会

◆第290回沖縄市議会臨時会が7月4日に1日間の会期日程で開かれました。

議員提案として、米兵による女兒わいせつ事件に関する意見書及び同抗議決議が提出され、それぞれ全会一致で可決されました。

◆第291回沖縄市議会臨時会が8月9日に1日間の会期日程で開かれました。

議員提案として、嘉手納基地への外来機の一時移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する意見書及び同抗議決議が提出され、それぞれ全会一致で可決されました。

### 行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項
7	5	愛知県豊橋市	4	泡瀬干潟の保全事業
	6	愛知県岡崎市	6	水辺プラザ事業
	12	茨城県総和町	8	福祉文化プラザ
	15	千葉県八千代市	5	こどもITスクール
	27	大分県議会	11	ITワークプラザ
	28	岩手県釜石市	6	基地を抱える都市の現状等
8	30	東京都江戸川区	1	こども未来ゾーン、給食センター
9	27	三重県鈴鹿市	4	福祉文化プラザ
	28	茨城県日立市	10	こども未来ゾーン

### 9月 定例会傍聴者数

9月 8日	1
12日	3
13日	0
21日	0
22日	7
26日	9
27日	14
28日	8

## 会議録検索システムのURLが変わりました。

■会議録検索システム <http://www02.bbc.city.okinawa.okinawa.jp/kaigiroku/> です。

■沖縄市 HP <http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/index.jsp>

■掲載会議録 平成4年3月第166回定例会から掲載しています。

### 議会活動(7月～9月)

7月4日	第290回臨時会、基地に関する調査特別委員会、議会運営委員会	8月17日	議会だより編集委員会
7月5日	正副議長、基地に関する調査特別委員会委員、米兵による女兒わいせつ事件に関する抗議、要請行動	9月2日	議会運営委員会
7月25日～7月29日	基地に関する調査特別委員会行政視察(長崎県、大分県)	9月12日	議会運営委員会
8月8日	畜産衛生問題に関する調査特別委員会視察	9月13日	議会運営委員会
8月8日～8月11日	総務委員会行政視察(新潟県)	9月21日	基地に関する調査特別委員会
8月8日～8月10日	産業経済委員会行政視察(北海道)	9月22日	議会運営委員会
8月9日	第291回臨時会、議会運営委員会	9月27日	議会運営委員会

## 委員会視察状況 (7,8月)

### 総務委員会視察状況



指定管理者制度について  
当局職員より説明を受け  
る（新潟県上越市、市民  
プラザにて）



### 産業経済委員会視察状況



▲商店街活性化事業助成について市当局より説明を受ける  
（北海道小樽市）



▲中心市街地活性化について説明を受ける（北海道江別市役所）

### 基地に関する調査特別委員会視察状況



▲米軍基地の現状について調査を行う（長崎県佐世保市）



▲日出生台演習場の視察調査（大分県玖珠町）

7月、8月臨時会及び9月定例会で可決された意見書及び決議

下記の8件の意見書及び決議が可決され、関係行政庁等へ提出されました。

- ▼米兵による女兒わいせつ事件に関する抗議決議
- ▼米兵による女兒わいせつ事件に関する意見書
- ▼嘉手納基地への外来機の一時移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する抗議決議
- ▼嘉手納基地への外来機の一時移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する意見書
- ▼軍人・軍属等による民間地域でのサバイバルゲームの禁止及び米軍車両による沖縄自動車道での走行訓練の中止を求める抗議決議
- ▼軍人・軍属等による民間地域でのサバイバルゲームの禁止及び米軍車両による沖縄自動車道での走行訓練の中止を求める意見書
- ▼恒常化する嘉手納基地への外来機の飛来禁止・自衛隊機による同飛行場への一時移駐の反対を求める抗議決議
- ▼恒常化する嘉手納基地への外来機の飛来禁止・自衛隊機による同飛行場への一時移駐の反対を求める意見書

米兵による女兒わいせつ事件に関する抗議決議・意見書

7月3日午前8時半頃、本島中部の民家の駐車場に小学生女兒を誘い込み上着をまくりあげるよう要求し、無理やり胸を触ったとして、強制わいせつの容疑で米軍嘉手納基地所属の空軍二等軍曹が逮捕される事件が発生した。今回の事件は平成7年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を思い起こさせるほど、県民に大きな恐怖と衝撃を与えた。

このような事件は女性の人権を蹂躪する重大な犯罪で、しかも被害者が無防備で弱い立場の小学生であることから断じて許すことができない。

被害にあった女兒は「怖かった。殺されるかと思った」と当時の心境を話しており、まさに非人道的であり、被害を受けた女兒・家族の心中を察すると激しい怒りと憤りを覚える。

しかも、事件発生時刻は、児童生徒が十分に活動する時間帯であり、このような時間まで酒に酔った米兵が住民地域を徘徊し、女兒への犯罪に至ったことはいかに米軍の規律が乱れているかを如実に示している。

このような米兵による事件・事故が発生するたびに米軍当局に対して再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきたにもかかわらず、またしても事件が発生したことは極めて遺憾である。

さらに、現在、日米両政府で進めている米軍再編協議の最中に起こるなど、米軍に対する県民の強い不信感を拭

い去ることは出来ない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・人権を守る立場から、米兵による女兒わいせつ事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 米軍は被害者及び家族並びに県民に対し、速やかに謝罪すること。
  2. 米軍は事件の再発防止と綱紀粛正を徹底的に行うこと。
  3. 県民が求める基地の早期返還、整理縮小等、目に見える形で県民の負担軽減を図ること。
  4. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。
- 以上決議する。

平成17年7月4日  
沖縄市議会

抗議決議のあて先

駐日米国大使 在日米軍司令官  
在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事  
嘉手納基地司令官

意見書のあて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官  
沖縄・北方対策担当大臣 防衛施設庁長官  
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長

嘉手納基地への外来機の一時移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する抗議決議・意見書

米空軍嘉手納基地報道部は、沖縄近海で約一ヶ月にわたって実施する飛行訓練に、米アイダホ州マウンテンホーム空軍基地所属のF-15E ストライク・イーグル戦闘爆撃機12機が参加するほか、8月7日から13日まで行われる「空・海合同演習2005」に参加する最大で約30機の戦闘機や空中給油機が同基地に一時移駐すると発表した。

我々沖縄市民はこれまでも広大な米軍基地の過重負担を背負わされ、特に嘉手納基地においては、航空機の離着陸訓練、エンジン調整の爆音等により様々な基地被害をもたらすなど、米軍の機能が集中する過密な基地のため、常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされており、不安と恐怖に陥っている。

昨年10月には米国アラスカ州エレメンドルフ空軍基地所属のF-15戦闘機2機が訓練中に空中接触事故も起こしており、さらに、今回の演習ではプレーキの電気配線に構造的な欠陥が見られる「FA18戦闘機」も飛来するなど、嘉手納基地所属以外の戦闘機の事故も多発している。

今回のように外来機が約30機も一時移駐し、訓練を行うと益々嘉手納基地の危険性が增大することになる。しかも、日米両政府が進める米軍再編協議が大詰めを迎え、普天間ヘリ部隊の嘉手納統合が取りざたされている中でもあり断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会はいかなる理由があるにせよ、市民の生命、財産を守る立場から、嘉手納基地への外来機の一時移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する。以上決議する。

平成17年8月9日  
沖縄市議会

抗議決議のあて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍調整官  
在沖米嘉手納基地司令官 在沖米国総領事

意見書のあて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官  
防衛施設庁長官 那覇防衛施設局長

**軍人・軍属等による民間地域でのサバイバルゲームの禁止及び米軍車両による  
沖縄自動車道での走行訓練の中止を求める抗議決議・意見書**

去る8月15日深夜、本市の八重島公園で迷彩服にマスク姿の米海兵隊員とみられる軍人等が暗闇の中を二組に分かれ、茂みに隠れて連射式のモデルガンを撃ち合うなど訓練さながらの「サバイバルゲーム」をしていたとの報道がされた。

同公園は都市公園法に基づき設置された道路と広場等が一体となり、自然とのふれあい、レクリエーション等の場を提供し、心身ともに豊かな人間形成に寄与し、さらには、災害時の避難場所になるなど都市の根幹的施設である。

ゲームとはいえ、急所に命中すると失明等の事態も予想され、さらに、公園内には大量のプラスチック模擬弾が散乱しており、公園で遊ぶ幼児等が誤飲する恐れもあることから大変危険である。また、このことは公園内での「危険な遊戯」という事で、本市の都市公園条例でも禁止されていることから、住民の「憩いの場」であるはずの公園においてこのような「サバイバルゲーム」は断じて許されるものではない。

また、8月23日には沖縄自動車道那覇料金所付近で、米海兵隊の大型トラック4台が隊列を組みUターンを試みた際に、最後尾のトラックが一般乗用車と衝突事故を起こしていたことも報道がされた。

新聞報道によると、在沖海兵隊は「訓練ではなく、沖縄

の道路事情、交通法規、地形などを習熟させるための運転練習」との認識を示しているが、正に占領意識丸出しの訓練と言わざるを得ない沖縄自動車道でのこのような行為は一步間違えば大惨事にもなりかねない。しかも、米海兵隊報道部によると該自動車道での大型トラックによる訓練は11年も遡る1994年以降実施されており断じて許せるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・安全・財産を守る立場から、軍人・軍属等による民間地域でのサバイバルゲームの禁止及び米軍車両による沖縄自動車道での走行訓練の中止を求め、厳重に抗議する。

以上決議する。

平成17年9月21日

沖縄市議会

**抗議決議のあて先**

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事  
在沖米四軍調整官

**意見書のあて先**

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官  
沖縄・北方対策担当大臣 防衛施設庁長官  
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長 沖縄県知事  
沖縄県警本部長

**恒常化する嘉手納基地への外来機の飛来禁止・自衛隊機による  
同飛行場への一時移駐の反対を求める抗議決議・意見書**

嘉手納基地は米軍機能が集中した過密な基地のため、通常においても航空機による飛行及び離着陸訓練、エンジン調整による凄まじい爆音等、様々な基地被害をもたらし、我々沖縄市民は戦後60年が経過した現在においても、常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている。

特に、昨今においては外来機の飛来が著しく、長期間にわたり移駐し、演習・訓練が恒常化するなど、100デシベル以上の騒音も度々計測され、爆音被害は増すばかりでまさに異常事態である。

また、9月3日と12日には外来機による午前4時過ぎの離陸もあり「騒音防止協定」が形骸化され、地域住民にとっては安眠を妨げられるとともに、怒りと苛立ちが増すなど恐怖と不安に陥っている。

さる8月9日にも本市議会においては「外来機の一時的移駐及び空・海合同演習2005」に断固反対する抗議決議を可決したばかりであり、恒常化する外来機の飛来は断じて許せない。

また、那覇空港滑走路の改修工事に伴い、航空自衛隊那覇基地所属のF4戦闘機など6機が嘉手納基地へ一時移駐するとの報道がされ、移駐初日の20日には油圧系統の異状により緊急着陸する等トラブルも発生している。

改修工事は9月20日から来年の3月末まで予定されており、恒常化する外来機に加え、自衛隊機までが一時的移駐することにより、騒音被害をはじめ、今まで以上に各種の基地被害を被ることは必至であり、地域住民の我慢は限界を超えるものである。

自衛隊機による嘉手納基地の一時的使用については昨年の9月にも抗議決議をしており、たとえ一時移駐である

にせよ容認できるものではない。

嘉手納基地については、これまでも外来機等による騒音の激化や訓練による事故も多発していることから、米軍再編における普天間飛行場の嘉手納基地への統合及び暫定移駐にも断固反対するものである。

よって、沖縄市議会は市民の生命・安全・財産を守る立場から、恒常化する嘉手納基地への外来機の飛来禁止・自衛隊機による同飛行場への一時移駐の反対を求めるとともに、普天間飛行場の嘉手納基地への統合及び暫定移駐に断固反対するものである。

**記**

1. 外来機の飛来禁止をすること。
2. 自衛隊機の嘉手納基地への一時移駐に反対する。
3. 騒音防止協定を遵守すること。
4. 普天間飛行場の嘉手納基地への統合及び暫定移駐に断固反対する。

以上決議する

平成17年9月21日

沖縄市議会

**抗議決議のあて先**

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事  
在沖米四軍調整官 嘉手納基地司令官

**意見書のあて先**

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官  
沖縄・北方対策担当大臣 防衛施設庁長官  
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長

## 第292回 9月定例会審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
市 長	議案第261号	専決処分の承認を求めることについて	9月12日	承 認
"	議案第262号	専決処分の承認を求めることについて	9月12日	承 認
"	議案第263号	沖縄市立総合運動場体育施設条例	9月21日	原案可決
"	議案第264号	沖縄市都市公園条例の一部を改正する条例	9月21日	原案可決
"	議案第265号	沖縄市個人情報保護条例の一部を改正する条例	9月12日	原案可決
"	議案第266号	沖縄市情報公開条例の一部を改正する条例	9月12日	原案可決
"	議案第267号	沖縄市火災予防条例等の一部を改正する条例	9月12日	原案可決
"	議案第268号	(仮称) 沖縄市消防東部出張所建設事業(建築工事)の請負契約について	9月12日	原案可決
"	議案第269号	沖縄市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	9月12日	同 意
"	議案第270号	沖縄県都市交通災害共済組合理約の変更について	9月12日	原案可決
"	議案第271号	うるま市の公共下水道の使用に関する協議について	9月12日	同 意
"	議案第272号	平成17年度沖縄市一般会計補正予算(第3号)	9月13日	原案可決
"	議案第273号	平成17年度沖縄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	9月13日	原案可決
"	議案第274号	平成17年度沖縄市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)	9月13日	原案可決
"	議案第275号	平成17年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	9月13日	原案可決
"	議案第276号	平成17年度沖縄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	9月13日	原案可決
"	議案第277号	平成17年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	9月13日	原案可決
"	議案第278号	財産の購入について	9月21日	原案可決
"	報告第152号	議員の辞職許可について	9月8日	報 告
"	報告第153号	専決処分の報告について	9月12日	報 告
"	報告第154号	例月出納検査報告	9月28日	報 告
"	報告第155号	例月出納検査報告	9月28日	報 告
"	報告第156号	例月出納検査報告	9月28日	報 告
"	報告第157号	例月出納検査報告	9月28日	報 告
"	報告第158号	例月出納検査報告	9月28日	報 告
"	報告第159号	例月出納検査報告	9月28日	報 告
"	報告第160号	諸般の報告	9月28日	報 告
議 員	意見書第45号	軍人・軍属等による民間地域でのサバイバルゲームの禁止及び米軍車両による沖縄自動車道での走行訓練の中止を求める意見書	9月21日	原案可決
"	意見書第46号	恒常化する嘉手納基地への外来機の飛来禁止・自衛隊機による同飛行場への一時移駐の反対を求める意見書	9月21日	原案可決
"	決議第24号	軍人・軍属等による民間地域でのサバイバルゲームの禁止及び米軍車両による沖縄自動車道での走行訓練の中止を求める意見書	9月21日	原案可決
"	決議第25号	恒常化する嘉手納基地への外来機の飛来禁止・自衛隊機による同飛行場への一時移駐の反対を求める意見書	9月21日	原案可決
陳 情	陳情第96号	定率減税半減・廃止の中止を求める意見書の採択について(陳情)	9月21日	不採択

## 第290回 7月定例会審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
議 員	意見書第43号	米兵による女兒わいせつ事件に関する意見書	7月4日	原案可決
"	決議第22号	米兵による女兒わいせつ事件に関する抗議決議	7月4日	原案可決

## 第291回 8月定例会審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
議 員	意見書第44号	嘉手納基地への外来機の一時的移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する意見書	8月9日	原案可決
"	決議第23号	嘉手納基地への外来機の一時的移駐及び「空・海合同演習2005」に断固反対する抗議決議	8月9日	原案可決